

令和 6（2024）年 6 月 17 日

柏崎市市議会議員 各位

教育委員会 文化・生涯学習課

文化会館アルフォーレ空気調和機凍結破損について（経過報告）

表記の件について、以下のとおり報告します。

1 事故発生以降の経過

年月日	対応内容
令和 5（2023）年 1 月 25 日	事故発生
1 月 30 日	指定管理者より事故報告（速報）を受領
2 月 1 日	現地調査（市建築住宅課、市担当課、指定管理者、保守業者）
2 月 10 日	指定管理者より事故報告を受領
2 月 10 日	三役会議（事故報告）①
2 月 16 日	設計者（環境デザイン研究所）との協議
2 月 16 日	顧問弁護士相談①
2 月 21 日	市議会への報告「文化会館アルフォーレ空調設備破損及び備品の被害について（報告）」提出
3 月 23 日	三役会議（経過報告）②
4 月 11 日	現地調査（市建築住宅課、市担当課、指定管理者、保守業者、設置業者等）
4 月 17 日	顧問弁護士相談②
4 月 26 日	三役会議（経過報告）③
5 月 1 日	費用負担請求文書発行
5 月 10 日	指定管理者との協議
5 月 19 日	三役会議（経過報告）④
5 月 22 日	指定管理者より反論文書受領
5 月 29 日	副市長協議（経過報告）
6 月 1 日	指定管理者へ保険適用を要請（公立文化施設賠償責任保険）
6 月 21 日	自動制御装置設置事業者による事故報告書受領
9 月 15 日	保険会社回答（支払不能）
10 月 17 日	スタインウェイピアノの試弾実施（わたじん楽器監修） ※担当者は 1 級ピアノ調律技能士、日本ピアノ調律師協会会員、スタインウェイ会会員
10 月 19 日	顧問弁護士相談③

10 月 19 日	そんぽ ADR センターへ仲裁を依頼するよう指定管理者へ要請
10 月 24 日	三役会議（経過報告）⑤
12 月 8 日	そんぽ ADR センター担当弁護士より回答（支払不能）
12 月 21 日～ 令和 6（2024）年 4 月 2 日	顧問弁護士相談（3 回）④～⑥
4 月 9 日	スタインウェイピアノの試弾を再度実施
4 月 15 日	スタインウェイピアノ貸出再開申請受理
4 月 18 日	スタインウェイピアノ貸出再開承認
4 月 26 日	指定管理者より債務不履行に係る指定管理料の一部返還の申出を受理
5 月 2 日	指定管理料の一部返還（4,653,000 円）の申出を承認
5 月 10 日	指定管理料の返還金を領収

2 事故原因について

(1) 市の見解

令和 5（2023）年 1 月 24 日（火）に発生した異常寒波による冷気が、固着して開放状態となっていた外気ダンパーから屋内に入り、空気調和機内のコイルの水を凍結させ、凍結膨張によりコイルの破断となった。指定管理者が外気ダンパーの点検を全くしなかったことが、固着を見逃した原因であると判断されることから、指定管理者に責任がある。

(2) 指定管理者の見解

自動制御装置（外気ダンパー）の保守点検を怠っていたことと、自然災害である凍結に直接の因果関係を証明できないことから、損害を賠償する義務はない。ただし、自動制御装置（外気ダンパー）の点検を怠ったことは間違いないので、点検業務に係る指定管理料を返還する。

3 今後について

(1) 空調設備及び天井修繕費用について

保険会社（三井住友海上火災保険株式会社）及び仲裁機関であるそんぽ ADR センターからの「直接の因果関係を証明できないことから、保険金の支払い対象にはならない」との回答を踏まえ、市顧問弁護士と指定管理者の責任について協議を継続する。

(2) スタインウェイピアノについて

保守点検業者であるわたじん楽器の修復により、冠水する前の状態に戻ったことから、令和 6（2024）年 5 月 11 日（土）より一般貸し出しを再開している。イベントでの使用は 6 月 23 日（日）より開催の主催事業「ピアノ演奏体験」からとなる。

以上